

## 社会福祉法人平元会 役員・評議員・評議員選任・解任委員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平元会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき役員及び評議員の報酬並びに評議員選任・解任委員の報酬に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 三 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 四 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会・評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき並びにそれぞれの会議を担当する者が出席したときは別表1により報酬を支給することができる。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービスの事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合又は理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給することができる。

### (報酬の総額)

第6条 全理事の報酬総額は、年間100万円とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間20万円とする。

### (費用弁償)

第7条 法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法例の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年6月19日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理 事 会 出 席 報 酬	10,315円
評 議 員 会 出 席 報 酬	10,315円
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 出 席 報 酬	10,315円
第3条会議を担当する者の出席報酬	10,315円

※ 同一日に別の会議への出席には、重複支給は行わない。

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬	10,315円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬	10,315円

別表3 (第5条関係)

名 称	報 酬
監 事 監 査 ・ 運 営 指 導 業 務 報 酬	10,315円
監 事 業 務 報 酬	10,315円